

日本の放射線業務従事者の被ばく線量限度

| 被ばくする身体の部位 | 被ばく線量 |
|------------|---|
| 実効線量限度(全身) | きめられた5年間の線量が 100mSv(ただし、任意の1年において 50mSv を超えるべきでない。) |
| 水晶体の等価線量限度 | 150mSv / 年 |
| 皮膚の等価線量限度 | 500mSv / 年 |
| 手足の等価線量限度 | 500mSv / 年 |